

大日本帝国憲法

一八八九年二月一日發布

一九四七年五月二日廢止

上諭

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ万世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ与ニ俱ニ国家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

国家統治ノ大權ハ朕カ之を祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫伝フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ将来此ノ憲法ノ条章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝国議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開会ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ

将来若此ノ憲法ノ或ル条章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼續ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ為ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及将来ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名御璽

第一章 天皇

第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

第五条 天皇ハ帝国議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ

第六条 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

第七条 天皇ハ帝国議會ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ解散ヲ命ス

第八条 (1) 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議會閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

(2) 此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第九条 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十条 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル

第十一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三条 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第十四条 (1) 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

(2) 戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十五条 天皇ハ爵位勲章及其ノ他ノ榮典ヲ授与ス

第十六条 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

第十七条 (1) 摂政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

(2) 摂政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第二章 臣民權利義務

第十八条 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十九条 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公

務ニ就クコトヲ得

- 第二十条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス
第二十一条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス
第二十二条 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス
第二十三条 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問処罰ヲ受クルコトナシ
第二十四条 日本臣民ハ法律ノ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ
第二十五条 日本臣民ハ法律ノ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラル及
搜查セラル、コトナシ
第二十六条 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ
第二十七条 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ
(2) 公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
第二十八条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由
ヲ有ス
第二十九条 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス
第三十条 日本臣民ハ相当ノ敬礼ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ為スコトヲ得
第三十一条 本章ニ掲ケタル条規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クル
コトナシ
第三十二条 本章ニ掲ケタル条規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準
行ス

第三章 帝国議會

- 第三十三条 帝国議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス
第三十四条 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織
ス
第三十五条 衆議院ハ選挙法ノ定ムル所ニ依リ公選セラルタル議員ヲ以テ組織ス
第三十六条 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス
第三十七条 凡テ法律ハ帝国議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス
第三十八条 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得
第三十九条 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同会期中ニ於テ再ヒ提出ストコトヲ得ス
第四十条 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得シ其
ノ採納ヲ得サルモノハ同会期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス
第四十一条 帝国議會ハ毎年之ヲ召集ス
第四十二条 帝国議會ハ三箇月ヲ以テ会期トス必要アル場合ニ於テハ勅明ヲ以テ之ヲ延長ス
ルコトアルヘシ
第四十三条 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常会ノ外臨時会ヲ召集スヘシ
(2) 臨時会ノ会期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル
第四十四条 帝国議會ノ開会閉会会期ノ延長及停会ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ
(2) 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停会セラルヘシ
第四十五条 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選挙セシメ解散ノ日ヨ
リ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ
第四十六条 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ為
スコトヲ得ス
第四十七条 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
第四十八条 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密会ト為スコ
トヲ得
第四十九条 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得
第五十条 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得
第五十一条 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲ケルモノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定
ムルコトヲ得
第五十二条 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコト
ナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ
法律ニ依リ処分セラルヘシ
第五十三条 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内乱外患ニ關ル罪ヲ除ク外会期中其ノ院ノ許諾ナ
クシテ逮捕セラル、コトナシ
第五十四条 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

第四章 國務大臣及枢密顧問

第五十五条 國務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

(2) 凡テ法律勅令其ノ他國務ニ関ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六条 枢密顧問ハ枢密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ応ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七条 司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

(2) 裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八条 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

(2) 裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ処分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラル、コトナシ

(3) 懲戒ノ条規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九条 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第六十条 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一条 行政官庁ノ違法処分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六章 会計

第六十二条 新ニ租税ヲ課シ及税率ヲ変更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

(2) 但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ収納金ハ前項ノ限ニ在ラス

(3) 國債ヲ起シ及予算ニ定メタルモノヲ除ク外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スハ帝国議會ノ協賛ヲ經ヘシ

第六十三条 現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ旧ニ依リ之ヲ徴収ス

第六十四条 國家ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ帝国議會ノ協賛ヲ經ヘシ

(2) 予算ノ款項ニ超過シ又ハ予算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝国議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十五条 予算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十六条 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ将来増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝国議會ノ協賛ヲ要セス

第六十七条 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝国議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十八条 特別ノ須要ニ因リ政府ハ予メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝国議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

第六十九条 避クヘカラサル予算ノ不足ヲ補フ為ニ又ハ予算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル為ニ予備費ヲ設クヘシ

第七十条 公共ノ安全ヲ保持スル為緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝国議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得

(2) 前項ノ場合ニ於テハ次ノ会期ニ於テ帝国議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一条 帝国議會ニ於テ予算ヲ議定セス又ハ予算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ予算ヲ施行スヘシ

第七十二条 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝国議會ニ提出スヘシ

(2) 會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補則

第七十三条 将来此ノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝国議會ノ議ニ付スヘシ

(2) 此ノ場合ニ於テ両議院ハ各々其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ為スコトヲ得ス

第七十四条 皇室典範ノ改正ハ帝国議會ノ議ヲ經ルヲ要セス

(2) 皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ条規ヲ変更スルコトヲ得ス

第七十五条 憲法及皇室典範ハ摂政ヲ置クノ間之ヲ変更スルコトヲ得ス

第七十六条 法律規則命令又ハ何等ノ名称ヲ用ヅタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵守ノ効力ヲ有ス

(2) 歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七条ノ例ニ依ル